

# 平成 30・31・32 年度 庄原市物品購入等の入札参加等資格の受付について

広島県庄原市 総務部管財課契約係

平成 30・31・32 年度において、庄原市が発注する物品の売買・借入れ・修繕及び製造の請負並びに委託業務（以下「物品購入等」という。）の契約に関し、入札・見積に参加することを希望する方は、次の要領で申請してください。

## 1. 資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加等資格審査を申請することができません。

- ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人又は被保佐人）
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 継続して1年以上その事業を営んでいない者（申請日より起算）
- ④ 営業に関し必要とする資格（許可、認可、登録）を有しない者
- ⑤ 庄原市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 小規模修繕業務における市外業者

法人の場合、庄原市内に本店を有していない者

個人の場合、庄原市内に住民登録が無く、主たる営業所を有していない者

※他市に本店がある場合は、個人に住民登録があっても申請できません。

## 2. 庄原市における物品購入等の発注について

庄原市では、庄原市内に契約権限のある本店又は支店等がある業者を「市内業者」、それ以外の業者を「市外業者」として「庄原市物品購入等入札参加等有資格業者名簿」に登録します。

入札参加等又は契約の相手方の対象とするのは、原則名簿に登録された「市内業者」とし、「市内業者」では物品の調達ができない、業務ができない（特殊な要件を含む業務等。）又は業者数が少ないなどの場合についてのみ、「市外業者」の入札参加等を認めます。

なお、急を要するものや突発的の案件等、特別の理由がある場合に限り名簿登録の有無を問わず発注する場合があります。

## 3. 小規模修繕業務の発注について

公共施設（庁舎、市営住宅、学校、保育所等）の建築関係及び設備関係の修繕のうち、予定価格が50万円以下の修繕について、登録された「市内業者」へ修繕業務を発注する予定です。ただし、この業務は中小業者の受注拡大を目的としており、登録された事業者のうち、建設工事等入札参加資格を有さない事業者を優先して発注することとします。

## 4. 受付・提出先・問合せ

- (1) 期間 平成30年4月1日以降、随時受け付けます。

※申請書類は、持参もしくは郵送で提出してください。

(2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁日は受付を行いません。)

(3) 提出先

①持参の場合の提出場所

庄原市役所本庁舎又は各支所	所在地	電話
本庁舎3階 総務部管財課契約係	庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1203
西城支所1階 総務室総務係	庄原市西城町大佐737番地3	※問合せは総務部管財課契約係へお願いします。
東城支所2階 総務室総務係	庄原市東城町川東1175番地	
口和支所1階 総務室総務係	庄原市口和町向泉942番地	
高野支所1階 総務室総務係	庄原市高野町新市1171番地1	
比和支所1階 総務室総務係	庄原市比和町比和1119番地1	
総領支所1階 総務室総務係	庄原市総領町下領家280番地1	

②郵送の場合の宛先

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号  
庄原市役所総務部管財課契約係 宛

※封筒に「物品等入札参加資格申請書類在中」と記してください。

(4) 申請書類は、すべて紙書面により受け付けます。(電子申請は受け付けていません。)

(5) 申請書類は、「6. 申請書類」の順に両面印刷で、クリップ留め等(ホッチキス、紐綴じ、ファイリングはしないでください。)で提出してください。

## 5. 書類の記載等

(1) 申請者が法人の場合は本店等の代表者名、個人営業の場合は経営者名で申請し、押印してください。

(2) 契約等に関する権限を支店等に委任する場合は、委任状を提出してください。

(3) 庄原市内の複数地域において契約等に関する権限を支店等に委任する場合は、その支店ごとに委任状及び希望取扱品目一覧表を提出してください。

(4) 電子メールアドレスを記載する欄においては、可能な限り個人のメールアドレスではなく、組織のメールアドレス(部、課、係等の単位)を記載してください。

## 6. 申請書類

申請書類は、下記一覧表の内容にしたがい作成してください。

	書類の名称	様式	提出区分 ※1		備考
			市内業者	市外業者	
1	申請書類確認・受付票	受付様式	○		
2	申請書	様式第1号	○	○ (※2)	
3	希望取扱品目一覧表	様式第2号	○		
	取扱修繕内容一覧表	様式第2-2号	○	×	希望する市内業者のみ提出

4	・法人申請の場合 登記事項証明書 ・個人申請の場合 本籍地の市区町村長が発 行した身分証明書		○	法人申請、個人申請 のいずれの場合も、 申請書提出前3月以 内のもの（写し可）
5	庄原市税等納税調査承諾書	承諾様式	○   ×	
6	消費税及び地方消費税の納 税証明書（未納の税額がない ことの証明（その3））		○	申請書提出前3月以 内のもの（写し可）
7	・法人申請の場合 貸借対照表、損益計算書 及び利益処分に関する書 類 ・個人申請の場合 収支決算書及び確定申告 書		○	直前1年分のもの （写し可）
8	委任状	様式 第3号	○（備考を参照）	契約等権限の委任を 行う者のみ提出
9	封筒（宛名を記入し切手を貼付 したもの）…資格認定（不認 定）書送付用		○（備考を参照）	資格認定（不認定）書 の送付を希望する者 のみ提出

※1 申請者の区分により判断します。 ○…提出必要 ×…提出不要

市内業者…庄原市内に契約権限のある本店又は支店等がある業者

市外業者…庄原市内に契約権限のある本店又は支店等がない業者

※2 書類内において、記入が不要の項目があります。

★ 申請書類の様式等は、「3. 受付・提出先・問合せ」で示した場所のほか、庄原市ホームページ「入札・契約」内の「入札参加資格申請 ～物品調達・役務提供等」のページに公開しています。

アドレス：

[http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/keiyaku/cat02/post\\_315.html](http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/keiyaku/cat02/post_315.html)

## 7. 申請書類の受付確認

申請書類の受付確認につきましては、下記2つの方法にて対応いたします。

### (1) 返信用封筒やはがきによる受付通知

申請様式には受付票を用意していますので、申請書類に返信用封筒やはがきを同封いただきましたら、当市で受け付けた旨を返信します。（当市では返信用封筒やはがきを用意しません。）

### (2) 電子メールによる受付通知

この受付方法を希望される場合は、申請書類（紙書類）を庄原市に送付されるタイミングに合わせ、下記の要領にて庄原市管財課契約係まで電子メールをお送りください。当市にて申請書類を受け付けましたら、返信メールにて書類を受け付けた旨をお返しいたします。

この場合、当市にて受付印を押印した書類(受付印を押印した書類をスキャニングして、PDFファイル化して返信メールに添付する等)はお返ししませんので、ご承知置きください。

○送付先アドレス：kanzai@city.shobara.lg.jp

○電子メールのタイトル：物品等入札参加資格申請書類について(庄原市宛)

○電子メールの文書内容：

会社名と、申請書類(紙書類)の送付日を簡単に記してください。会社名が記されていない電子メールは受け付けませんので、ご注意ください。

## 8. 書類の審査・決定通知等

申請された書類は、平成30年4月1日を基準に当方で3ヶ月ごとに審査を行い、資格者を決定します。その際、資格認定(不認定)通知の送付を希望する者には、同通知を審査後すみやかに発送しますので、「5. 申請書類」の9に示す封筒を提出してください。

また、入札参加資格を認定した者については、資格を認定した後にすみやかに庄原市ホームページ「入札・契約」内の「入札参加資格申請 ～物品調達・役務提供等」のページに掲載します。

## 9. 資格の有効期間

平成33年3月31日まで(どの時点で申請されても同じです。)

## 10. 資格認定後に変更すべき事項が発生した場合

- (1) 申請事項変更届(様式第4号)を速やかに提出してください。
- (2) 変更に応じた書類を添付してください。

## 11. 追加の入札参加資格審査申請の取扱いについて

平成30・31・32年度分の入札参加資格については、当初認定日(平成30年4月1日の予定)以降、随時書類を受け付け、原則として3ヶ月ごとに資格を審査・認定する予定です。

## 12. 入札参加等資格の取消し

入札参加等資格を認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

**お問い合わせ 担当:総務部 管財課 契約係**

電話:0824-73-1203 FAX:0824-72-3322

**書類等送付先** 〒727-8501

広島県庄原市中本町一丁目10番1号

E-mail:kanzai@city.shobara.lg.jp